

国民健康保険料の 計算方法が 変わります

保険料の納付通知書を6月中旬にお送りします。一部の世帯に集中している保険料負担をやわらげるため、今年度から札幌市の保険料の計算方法が変わります。その概要をお知らせします。

加入世帯間で 保険料負担を公平に

本市の国保加入世帯では、高齢化が進み、六十五歳以上の方の割合が約四割に達しています。また、長引く不況の影響によって加入世帯の所得も減少し続けています。

こうした背景から、これまで保険料の計算基礎としていた「市民税所得割」が不公平な世帯が増えることとなり、加入世帯間の負担に不均衡が広がってまいりました。今回の変更は、これをやわらげ、加入世帯間の負担をできるだけ公平にしようとするものです。

計算の基礎を「市民税の所得割」から、「住民税全体」に

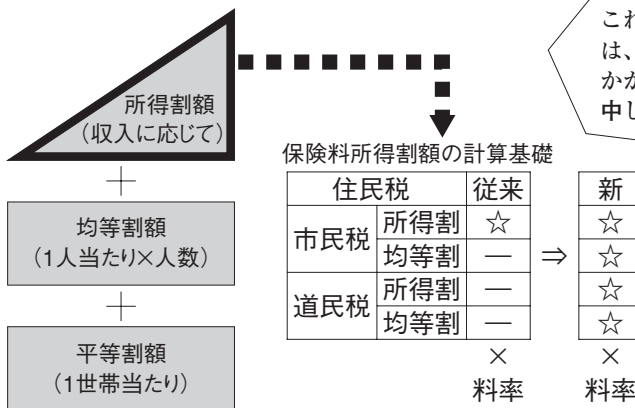
住民税には「市民税」と「道民税」があり、それぞれ所得に応じて

かかる「所得割」と一定額の「均等割」があります。年金世帯や所得の少ない世帯には「均等割」しかかからないことが多いため、これまでの計算方法では、「市民税所得割」がかかる世帯に負担が集中していました。そのため、計算の基礎を「住民税全体」に変更し、市民税・道民税の「均等割」だけかかる世帯にも、保険料の所得割額を負担していただくことになりました。

これまでの計算方法では、市民税の所得割がかかる世帯に負担が集中していたんだね。



国民健康保険料の内訳



国で定める医療分の保険料の最高限度額は五十三万円ですが、本市ではこれを五十二万円に抑えてきました。また、市民税の額に応じて、さらに減額する仕組みも取り入れていました。

しかし、これら所得が高い世帯への措置は、結果的にほかの世帯の負担を大きくしてきたため、最高限度額を法令通り五十三万円にします。

保険料の最高限度額も 変わります

保険料全体の構成割合

従来		新
50%	所得割額 (収入に応じて)	46%
35%	均等割額 (1人当たり)	39%
15%	平等割額 (1世帯当たり)	15%

保険料は、左図の通り、三つの部分からなっています。今回の変更では、本市の保険料全体におけるこれらの割合も見直しました。一人当たり定額でかかる「均等割額」の割合を増やし、収入に応じて決まる「所得割額」の割合を減らしました。これは、所得割がかかる世帯の負担をやわらげ、加入者皆さんで広く薄く負担していただくためです。

「均等割額」の割合を高め 加入者間で広く薄い負担を

今年度に限り 増加分の減額措置を実施

また、法令改正に伴い、介護分（介護保険第二号被保険者を対象とした保険料）の最高限度額についても、七万円から八万円に変更します。

今回の変更は、負担が集中している一部の世帯の保険料を、加入者の皆さんで広く薄く負担し、支え合うためのものです。従って、保険料の負担が以前より増える世帯があります。十四年度の試算では、約八割の世帯が負担増となり、二割の世帯が負担減となります。

なお、新旧の計算方法による保険料を比べて、増加の割合が30%を超えるときは、超えた分を減額する措置を今年度に限り行います。

十五年度国民健康保険料の 納付通知書をお送りします

十五年度の年間の保険料は六月に決まり、納付通知書で金額や計算の内訳をお知らせします。

保険料は、六月から翌年三月まで十回の納期に分けて納めていただきます。また、介護保険第二号被保険者がいる世帯には、医療分と介護二号分の保険料を合わせた金額の納付通知書をお送りします。

詳細

区役所(14階)の保険年金課